

令和元年東日本台風災害 長野市被災者生活支援ガイドブック

ONE HEART



被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

このガイドブックは、生活を中心とした支援制度を皆様にお知らせするため、大まかな支援内容と問い合わせ先を掲載しています。

詳しい内容や具体的な手続きにつきましては、各問い合わせ先へご相談ください。

(注) この支援制度は、令和2年10月20日時点の内容であり、今後制度等の 改正により、変更される場合がありますので、ご留意願います。

各種被災者支援情報(住居、廃棄物、罹災証明など)を、LINEにより検索できます。



被災者支援制度

各支援制度の概要は、被災者支援制度一覧の説明をご覧ください。

※下の表の四角内の数字と制度一覧の No.とが一致しています。(例:災害弔慰金3は一覧の No.3)

令和2年10月

災害による 死亡・ケガ



家・家財が 被害を受けた

- 新たに住む場所を探したい
- 建て直し・修理したい
- 生活必需品が必要



税の支払いに 関すること



医療•年金•介護 ・ 利用料等の 支払いに関すること



受けられる可能性のある支援

災害弔慰金⇒3

災害により死亡した方の遺族に弔慰金を支給 します。

災害障害見舞金⇒4

災害により重度障害を受けた方に見舞金を支 給します。

[問い合わせ] 福祉政策課 ☎224-5028

長野市災害義援金⇒6

災害による重傷者や住宅被害の程度により、全 国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を配 分します。

[問い合わせ] 介護保険課 ☎224-7991

罹(り)災証明書「住家」 (店舗兼住宅を含む)

「住家」(店舗兼住宅を含む)の被害の程度 について、罹(り)災証明書の発行手続きを行い ます。

※各種お手続きに必要になることがありま す。

[問い合わせ]

資産税課 ☎224-7076

受けられる可能性のある支援

災害見舞金⇒5

重傷者、床上浸水(半壊に至らないもの)の世帯に見舞金を支給します。 [問い合わせ] 住家被害に関すること 福祉政策課 ☎224-5028 人的被害に関すること 危機管理防災課 ☎224-5006

長野市災害義援金⇒6 (再掲)

[問い合わせ] 介護保険課 ☎224-7991 災害援護金⇒6-2

罹災証明書の交付を受けた方にお知らせします。 [問い合わせ] 長野市社会福祉協議会 ☎225-1234



新たに住む場所を探したい

応急仮設住宅への入居⇒10 11

- 建設型応急住宅の提供 仮設住宅115戸を提供しています。
- ・民間賃貸住宅借上げ 民間賃貸住宅を市が借上げます。 なお、物件はご自身で探していただきます。 市営住宅等への入居

当面の入居先として、市営住宅等を提供します。 [問い合わせ] 住宅課 ☎224-9733

建て直したい・修理したい

被災者生活再建支援金→7又は8 [問い合わせ] 福祉政策課 ☎224-5028

災害により住宅が全壊、大規模半壊するなどした世帯、フ対象者が住宅を再建(建設・購入、補修、賃借)する場合は加算支援

被災住宅の応急修理⇒9 [問い合わせ] 建築指導課 ☎224-8902

災害により住宅が大規模半壊、半壊又は一部損壊(準半壊)の被害を受け、災害救助法に基づく応急仮設住宅等を利用しない方 ※半壊又は一部損壊(準半壊)の修理は、経済的に自ら修理することができない方

※全壊の場合でも、応急修理を行うことにより居住が可能となる場合は対象となることもあります。

被災家屋の公費解体⇒13 [問い合わせ] 公費解体対策室 ☎224-9727

半壊以上の家屋を解体したい方は、家屋所有者の申請により、市が所有者に代わって被災家屋を解体・撤去します。

なお、すぐに解体・撤去したい方は、一定の条件を満たした場合に限り、解体業者への支払額と市の算定額のいずれか低い方の 額をお支払いします。(撤去費用が全額支払われない場合がありますので、ご了承ください。) 事前にご相談ください。

災害廃棄物個別回収⇒48 [問い合わせ] 廃棄物対策課 ☎224-7320 災害により被害を受けた個人の方で、被災家屋の災害ごみの回収を希望する方

災害復興住宅融資⇒39 40 [問い合わせ] 住宅金融支援機構お客様 コールセンター ☎0120-086-353.

市税の負担軽減、納税の猶予⇒2

被害を受けられた状況により市税の負担軽 減又は納税の猶予ができる場合があります。 [問い合わせ]

市民税課 ☎224-8507 資産税課 ☎224-7176

2224-7664

税の負担軽減・納税の猶予制度

- ・個人市民税について令和2年度以降は、雑損控除の申告により税負担の軽減が図られます。雑損控除の申告がお済みでない皆様 は、市民税課までお問合せください。
- ・固定資産税について令和2年度は、土地・家屋の評価額の見直しにより、税負担の軽減が図られます。詳しくは、資産税課までお 問い合わせください。
- ・災害による収入の減少など、特別な理由により支払いが困難な皆様に対して、納税の猶予等のご相談をお受けします。 詳しくは、収納課までお問い合わせください。

医療費・保険料・利用料・保育料等の減免、お支払いの猶予制度

- ・国民健康保険料の徴収猶予・減免⇒15
- 国民年金保険料免除 猶予制度⇒ 16
- ・後期高齢者医療保険料の減免⇒17
- ・介護保険料の減免⇒18



詳細は担当課へお問い 合わせください。

- ・水道料金の減免・納付相談⇒27
- ・下水道使用料の減免・納付相談⇒28
- ・し尿処理(くみ取り)手数料の減免⇒29
- ・ごみ処理手数料の減免⇒30
- ・建築確認申請等の手数料の減免⇒31

その他生活上の各種相談

- ・法的トラブル解決のための総合案内所(法テラス) 0120-078-309
- ・弁護士会による無料電話相談(復興支援ダイヤル)
- ・消費生活相談(北信消費生活センター)
- ペット同行避難者のための相談(動物愛護センター)☎262-1212
- ・健康やこころの相談(保健所健康課)
- ・女性のための相談 (男女共同参画センター)
- 子どもの相談(子育て支援課こども相談室)
- **2**224-9746 ・ 高齢者の相談 お住まいの地域を担当する地域包括支援センターへ
- ・障害者の相談 お住まいの地域を担当する障害者相談支援センターへ
- 多言語相談(多文化共生相談センター) **2**219-3068
- 労働相談(北信労政事務所)

2234-9532

2232-2777

2223-6777

2226-9961

237-8778

支援制度一覧(令和2年10月20日現在)

●該当、▲状況によって該当

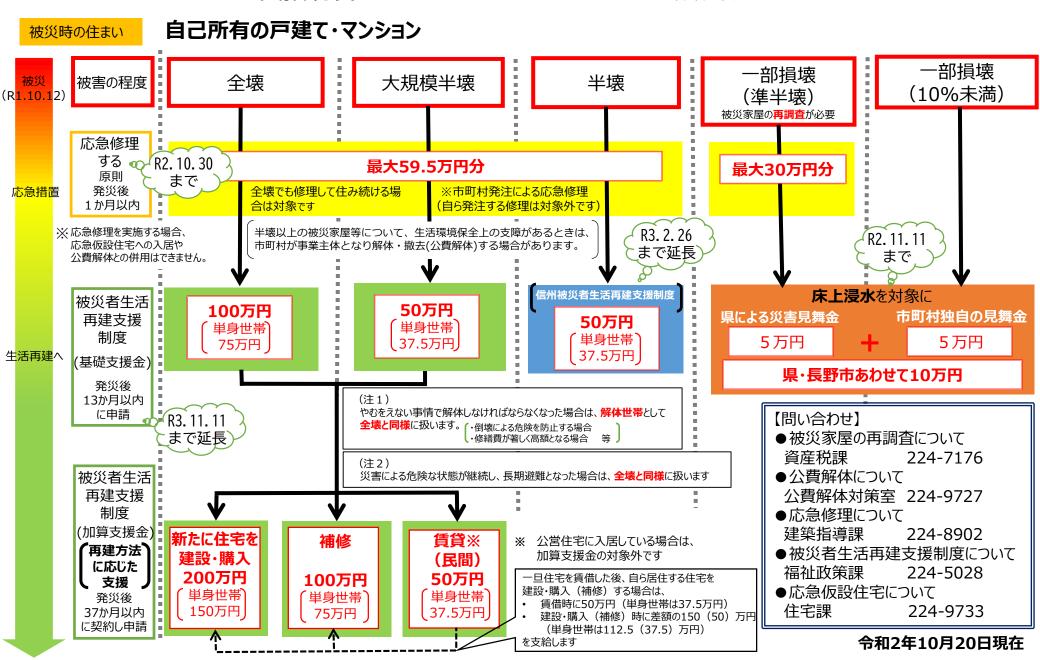
No.	支援制度名	対象者	全壊	大規模半連	半壊	(準半壊)一部損壊	一部損壊	内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
1	各種証明書交付等手数料 の減免	【令和2年4月1日から令和4年3月31日までは、次の対象者について減免】 1 電災距鳴きの交付を受けた個人(相続人を含む)若しくはその同一世帯に属する個人または法人が、災害からの復旧・復興のために使用する種証明書(り災証明書の提示が必要)	•	•	•	•	•	[滅免の対象となる証明書等] ・戸籍事項証明書・戸籍の附票 ・住民票の写し ・印鑑証明 ・印鑑登録 ・市民税・県民税課税内容証明書(所得証明書) ・営業証明書 ・固定資産関係証明書 ・土地図面等の閲覧、交付 ・納税証明書 ・国民健康保険料納付額証明書 ・後期高齢者医療保険料納付額証明書 ・介護保険料納付額証明書	市民窓口課	令和4年3月31 日まで
2	市税の負担軽減、納税の猶予	災害により被害を受けた方・事業所	•	•	•	•	•	災害により市税の納付が困難な場合は、納税の猶予など相談に応じます。 令和2年度以降、個人市民税は雑損控除の申告により税負担の軽減が図られます。 固定資産税・都市計画税については、令和2年度の評価額見 直し、公費解体された被災家屋に係る減免、被災住宅用地及び 被災代替家屋・償却資産に係る減額特例制度により税負担の軽 減が図られます。	市民税課 第224-8507 資産税課 第224-7176 収納課 第224-7664	
3	災害弔慰金	災害により死亡した方の遺族						主たる生計維持者が死亡 500万円 その他の方が死亡 250万円	福祉政策課	
4	災害障害見舞金	災害により重度障害を受けた方						主たる生計維持者 250万円 その他 125万円	☎ 224-5028	
5	災害見舞金	①重傷者 ②床上浸水で半壊に至らない世帯 ※3災害弔慰金、4災害障害見開金、7被災 (長野市)被災者生活再建支援金が支給され					A	①人的被害 重傷者 1人 10万円 ②住家被害 床上浸水 1世帯 10万円 (②は、県と市から5万円ずつの支給となります。対象の世帯 には、市から別途振込依頼書を郵送します。)	(人的被害については) 危機管理防災課 ☎224-5006 福祉政策課 ☎224-5028	申請期限:令和2 年11月11日まで
6	長野市災害義援金	罹災証明書の交付を受けた方などにお知らせします。	•	•	•	•	•	住家被害、人的被害の程度に応じて配分します。	介護保険課 ☎224-7991	
6-2	災害援護金	罹災証明書の交付を受けた方にお知らせ します。	•	•	•	•	•	住家被害の程度により一世帯あたり一律5,000円。	長野市社会福祉協議会 総務課 ☎225-1234	
7	被災者生活再建支援金	災害により住宅が全壊、大規模半壊する などした世帯 被害を受けた世帯主が、建物を再建する 場合に支援金を加算支給	•	•	A			[基礎支援金] 全壊 100万円 半壊などでやむを得す解体 100万円 大規模半壊 50万円 [加算支援金] 建設・購入 200万円 補修 1000万円 構修 1000万円 無修 100万円 無修 300万円 ※単身世帯の場合は4分の3の顔	福祉政策課 第224-5028	基礎支援金申請期限:令和3年11月11日加算支援金申請期限:令和4年11月11日
8	信州(長野市)被災者生 活再建支援金	災害により住宅が半壊した世帯(被災者 生活再建支援制度対象者を除く)			•			半壊 50万円 ※単身世帯の場合は4分の3の額		申請期限:令和3 年2月26日まで
9	被災住宅の応急修理	災害により住宅が大規模半壊、半壊または一部損壊(準半壊)の被害を受け、災害救助法に基づく応急仮設住宅等を利用しない方※半壊まだは一部損壊(準半壊)の修理は、経済的に自ら修理することができない方	行うこ	表の場合 ことによ 合は対象	にり居住 まとなる	● 応急修 をが可能 ることも	とな あり	当該住居での生活に欠くことのできない部分であって、緊急に 応急修理を行うことが適当な個所の修理 [限度額] ※1世帯当たり 大規模半壊、半壊 59万5,000円 一部損壊(準半壊) 30万円 応急仮設住宅への入居や公費解体との併用はできません。	建築指導課 電 224-8902	申込受付: 令和2年10月30 日まで
10	応急仮設住宅 (民間賃貸住宅借上げ)	災害により住宅が全壊、大規模半壊、半 壊するなどし、居住していた住宅が使用 できない状態にあり、自らの資力で住宅 を得ることができない方				する場a できまっ		家賃 2人以下の世帯月額6万円以下 3から4人の世帯月額7万円以下 5人以上の世帯月額9、5万円以下 共益費・礼金・退去修繕負担金・鍵交換料・仲介手数料は市が 負担します。	住宅課 6224-9733	申込受付: 令和2年10月30 日まで
11	応急仮設住宅 (建設型応急住宅)	災害により住宅が全壊、大規模半壊、半 壊するなどし、居住していた住宅が使用 できない状態にあり、自らの資力で住宅 を得ることができない方				まする場 はできま		家賃・共益費 無料 ベット入居 可 4か所(上松東、若槻団地運動広場、昭和の森公園、駒沢新町 第2)115戸 間取り 1K、2DK、3K、3DK、1LDK	住宅課 224-9733	
13	被災家屋の公費解体	被害の程度が全壊、大規模半壊、半壊の 家屋の所有者で解体を希望する方	•	•	•			被災家屋等の所有者の申請により、市が所有者に代わって被 災家屋等を解体・撤去する「公費解体」と令和2年6月30日 までに解体事業者と契約を締結し、被災家屋等を解体・撤去し た方に、解体事業者への支払額と市の算定額のいずれか低い額 を償還する「自費解体」があります。(自費解体は、解体・撤 去費用の全額が支払われない場合がありますのでご了承ください。) ①公費解体コールセンター(令和2年9月30日まで) 公費解体、自費解体についての相談や申請書類の記入方法等の 間い合わせ先 ②予約専用コールセンター(令和2年9月30日まで) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和2年9月30日まで 公費解体コールセンター 〒0120-567-272 予約専用コールセンター 〒0120-100-420 10月1日以降 公費解体対策室 〒224-9727	公費解体申請期限 令和3年1月29 日まで 自費解体申請期限 令和2年9月30 日まで
15	国民健康保険料の徴収猶 予・減免	災害により被害を受けた方	•	•	•	•	A	災害により被害を受けた場合、保険料の減免、納付の猶予等の 措置が講じられる場合があります。	国民健康保険課 猶予 3 224-7260 減免 3 224-5025	減免:令和2年9月分まで
16	国民年金保険料免除・猶 予制度	国民年金第1号被保険者で、住宅、家財 その他の財産について、おおむね2分の 1以上の損害を受けられた方	•	•	•	•	•	国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により納付を免除さ れる場合があります。	国民年金室 3 224-5026 長野南年金事務所 3 227-1284	
17	後期高齢者医療保険料の 減免	災害により被害を受けた方	•	•	•	•	•	災害により被害を受けた場合、保険料の減免の措置が請じられ る場合があります。	高齢者活躍支援課 ☎ 224-8767	令和2年9月分ま で
18	介護保険料の減免	①住宅の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準する被災をした方 ②主たる生計維持者が死亡または重篤な 傷病を負った方 ③主たる生計維持者の行方が不明な方 ④主たる生計維持者の収入減少	•	● 《左記①	●○に該当	▲ áする場	合	罹災証明書の罹災の程度や、収入減少等の程度に応じて、減免します。 ※「主たる生計維持者の収入減少」の場合は、所得要件があります。	介護保険課 在 224-7991	令和2年9月分ま で

●該当、▲状況によって該当										
No.	支援制度名	対象者	全壊	大規模半壊	半壊	(準半壊) 一部損壊	一部損壊	内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
20	国民健康保険 医療費一 部負担金(自己負担)の 免除	①住宅の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準する被災をした方 ②主たる生計維持者が死亡または重篤な 傷病を負った方 ③主たる生計維持者の行方が不明な方	•	•	•	A	•	災害により住宅に被害を受けたり、主たる生計維持者の収入が なった。ためにおけばりできたが、これる生計維持者の収入が	国民健康保険課 第 224-7225	令和2年12月31
21	後期高齢者医療保険 医 療費一部負担金(自己負担)の免除	④主たる生計維持者が業務を廃止・休止 した方 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入 がない方	*?	左記①	に該当す 	する場合	1	なくなったりした 被保険者に対して、免除を行います。	高齢者活躍支援課 ☎ 224-8767	日まで
25	母子父子寡婦福祉資金貸 付金の償還猶予	貸し付けを受け、償還している被災した 母子家庭、父子家庭または寡婦	•	•	•	•	•	災害により被災した母子家庭、父子家庭または寡婦に対する償 還を猶予します。	子育て支援課	
26	母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金の貸付及	被害を受けた母子家庭、父子家庭または	•	•	•	•	•	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築及び改築等に 必要な経費の貸付及び据置期間を延長します。	☎ 224-5031	
	び据置期間の延長 水道料金の減免・納付相 談	寡婦 災害により被害を受けた方・事業所	•	•	•	•	•	災害による被害の状況に応じて、減免措置を講じます。 仮設住宅等の種別に応じて、減免措置を講じます。 災害による収入の減少など特別な理由によって支払いが困難な 場合は、納入猶予など相談に応じます。	下枠のとおり	
27								(長野市内の水道料金(篠ノ井、川中島、更北地区を除く)。 シーデーシー情報システム機長野営業所 ☎244-3232 上下水道局営業課 ☎224-5071 (篠ノ井、川中島、更北地区の水道料金に関すること) ヴェオリア・ジェネッツ㈱川中島事務所 ☎0120-971-10 長野県川中島水道管理事務所 ☎284-1700		
28	下水道使用料の減免・納 付相談	災害により被害を受けた方・事業所	A	•	•	•	•	災害による被害の状況に応じて、減免措置を講じます。 仮設住宅等の種別に応じて、減免措置を講じます。 災害による収入の減少など特別な理由によって支払いが困難な 場合は、納入猶予など相談に応じます。	シーデーシー情報システ ム㈱ 長野営業所	
29	し尿処理(くみ取り)手 数料の減免	災害により被害を受けた方	•	•	•	•	•	全壊または半壊、床上浸水または床下浸水により被害を受けた方に対して、減免措置を購じます。	生活環境課 ☎224-5036	
30	ごみ処理手数料の減免 (ごみ指定袋及び粗大ご みシールの配布)	災害により被害を受けた世帯 (り災証明書の提示が必要)	•	•	•			半壊以上と判断された世帯に対して、被災世帯が排出する家庭 ごみについて、ごみ処理手数料の減免措置を講じます。(ごみ 指定袋等の配布は1世帯1回まで) ごみ指定袋等配布場所(平日のみ) 生活環境課、豊野支所、柳原支所、古里支所、 篠/井支所、松代支所及び若穂支所の各窓口 (令和2年4月30日(木)まで) ※令和2年5月1日(金)からは、配布場所を生活環境課の窓 口のみに変更します。	生活環境課 ☎224-5035	
31	建築確認申請等の手数料の減免	災害により被害を受けた方	•	•	•	•	•	災害により減失まだは破損した建築物の復旧を目的とした建築 に係る申請等の手数料に対して、減免措置を講じます。	建築指導課 ☎224-5048	令和3年10月12 日まで
34	仮設住宅入居者等の日常 生活上の見守り・相談	応急仮設住宅の入居者等						応急仮設住宅入居者等の巡回訪問を通じた見守りや、被災者の 日常生活に関する相談を関係機関につなげるための支援 など	長野市生活支援・地域さ さえあいセンター	
35	建築・住宅相談	以害により被災された建築・住宅の所有 者等	•	•	•	•	•	令和元年東日本台風により被災された住宅の本格的な復旧に向けて、建築士等の専門家による、現地調査を含めた技術的なア	☎219-5251 建築指導課 ☎224-8902	
36	営農継続支援	災害により被害を受けた農業者						ドバイス 農地の災害復旧、農業機械・施設の修繕・更新や果樹の改植に 対する補助、農業技術指導 など	農業政策課 香 224-5037 農地の災害復旧について は森林農地整備課 香 224-5039	農業機械・施設の 修繕・更新 要望受付終了
37	り災証明書の交付	災害により被害を受けた方	•	•	•	•	•	り災証明書の申請受付	資産税課 28224-7176	
38	市道等境界立会手数料の 減免	被災により浸水した地域	•	•	•	•	•	被災により浸水した地域で実施する市道等境界立会の手数料に ついて減免措置を講じます。	監理課 ☎224-8729	
39	災害復興住宅融資	災害により被害を受けた方	•	•	•	•	•	災害で被災された方が被災住宅を復旧するための住宅ローンで 通常の融資と比べて低利で利用できます。	住宅金融支援機構お客様 コールセンター 0120-086-353	
40	災害復興住宅融資(高齢 者向け返済特例) (リバースモゲージ型融 資)	災害により被害を受けた方で満60歳以上 の方	•	•	•	•	•	災害で被災された方が被災住宅を復旧するための住宅ローンです。 月々のご返済は利息のみで、通常の災害復興住宅融資と比べて月々の負担を低く抑えられます。	住宅金融支援機構お客様 コールセンター 0120-086-353	
41	災害復興住宅資金への助 成(融資への利子補給)	災害により被害を受けた方	•	•	•	•	•	住宅金融支援機構または民間金融機関から災害復興住宅資金を 借り入れた方に、利子相当額の一部を補助	長野県建築住宅課 026-235-7339	
41-2	環境配慮型住宅助成金	災害により被害を受けた方の利用も可能 です 1 自己の居住用に新築する方 2 住宅をリフォームする方	•	•	•	•	•	1 最新の住宅省工不基準に適合し、県産木材を活用した住宅の新築への助成(被災者体 有) 2 「浴室と脱衣所」又は「寝室」の断熱改修等の住宅性能向 上リフォームへの助成	長野建設事務所建築課 026-234-9530	
42	給水装置・排水設備工事 検査手数料等の減免	災害により被害を受けた方	•	•	•	•	•	自らが居住もしくは事業の用に供する建物の再建(市内に限る)に伴う、給水装置、排水股備工事の検査手数料等の減免措置を行います。 ・給水装置工事 (長野市内の給水装置工事(條ノ井、川中島、更北地区を上下水道局営業課 全224-5075 (篠ノ井、川中島、更北地区の給水装置工事に関すること)長野県川中島水道管理事務所管理課 全284-1700・排水股備工事(市内全域の排水股備工事に関すること)上下水道局営業課 全224-5075		
48	災害廃棄物個別回収	災害により被害を受けた個人の方で、被 災家屋の災害ごみの回収を希望する方	•	•	•	•	•	市の委託業者による災害ごみの個別回収を行います。 受付窓口へ電話にて申し込みをしてください。後日、回収業者から下見や回収日について連絡があります。 個人の被災家屋の災害ごみで、原則集積所に出せないものが対象です。事業所のごみ、農業用のごみ、リフォームや自費解体で発生したごみは回収できません。 回収にあたり罹災証明書のコビーが必要になります。	受付 令和2年9月30 日まで 公費解体コール センター0120-567- 272 10月1日以降 廃棄物 対策課 5 224-7320 問い合わせ先 廃棄物対策課 5 224-7320	

【既に終了した支援制度】

12 障害物の除去/14 生活必需品の支給/19 放課後子ども総合プラン事業利用料の減免/22 介護サービス利用者負担額の免除/23 介 護予防・日常生活支援総合事業利用者負担額の免除/24 障害福祉サービス利用料等の減免/32 就学援助費の支給/33 保育所等保育料の減免/43 災害援護資金貸付金/44 被災された方への宿泊施設の提供(二次避難)/45 避難者無料入浴支援/46 ボランティア無料入 浴支援/47 被災者入浴支援

支援制度No.7、8、9、10、11及び13にかかるフロー



賃貸住宅(貸家・アパート等)

